

備えて安心 83

南海地震などおこる災害への備え

耐震診断を受けましょう

木造住宅耐震診断士派遣事業

お住まいの住宅が地震に対してどの程度の強さがあるか診断し、今後の耐震化につなげていただくための事業です。

◆対象となる住宅

- 1981(昭和56)年5月31日以前に着工された住宅で階数が3階以下のもの

- 在来軸組木造構法・伝統構法で建てられたもの
- 賃貸住宅は、耐震診断について借主の同意を得ているもの
- ※プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法(ログハウス)などの住宅は対象外です。

◆個人負担金 3000円

◆募集戸数 46戸

◆その他注意事項

- 診断には申込者などの立会いが必要。(2~3時間程度)
- 町が行う耐震改修に対する補助制度を受ける場合には、この耐

震診断事業を受けておく必要がありません。

耐震診断を受けたら?

耐震改修設計費補助事業

耐震改修工事費補助事業

耐震診断の結果、補助対象要件を満たした場合、耐震改修の設計を行うための費用や耐震改修工事費用の一部を補助します。

○補助対象要件

- 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること

○補助対象額(上限)

- 耐震改修設計の場合は、対象経費の3分の2で20万円が限度となっています。

- 耐震改修工事の場合は、90万円が限度となっています。

※両方の補助金を受けると110万円(上限)となります。ぜひ、ご活用ください。

○募集戸数

- 耐震設計 13戸
- 耐震改修 15戸

ブロック塀の安全対策に 対する補助事業

過去の災害では、ブロック塀の倒壊による通行人の死傷者が多発しており、倒壊した塀が道路を閉塞した場合には、避難や消火活動を妨げる場合もあります。

そうした被害を少なくするためにも、危険なブロック塀などを撤去、またはフェンスや生け垣などへの改修を行う所有者などに対し、費用の一部を補助します。

◆補助対象経費

● 避難路などに面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀などの所有者などが登録工務店や建設業者に依頼して行った当該塀の撤去または安全な塀への改修に要した経費

◆補助限度額 20万円/1件

※補助対象経費が20万円に満たない場合はその額となります。

◆募集件数 5件

消火栓や防火水そう付近は駐車禁止です!

消火活動に欠かすことのできない「消火栓」や「防火水そう」などの消防水利などの周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

「消火栓」や「防火水そう」は、道路や歩道などに設置されており、その位置を示す標識を設置しているもの、路上やフタにマーキング(黄色い塗装)をしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

違法な駐車車両は一刻を争う消火活動を妨げ、大きな災害につながります。まさかのときのため、皆様のご理解とご協力で、安心して安全なまちづくりを進めていきましょう。

〈道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)〉

1 消防水利の周辺

- (1)消火栓から5メートル以内の部分
- (2)消防用防火水そうの吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3)消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4)指定消防水利(プール、池、井戸、河川など)の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1)消防用機械器具の置場(消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱など)の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2)火災報知器から1メートル以内の部分
- (3)駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合